

1. 地域・学校における心肺蘇生教育などの推進及び危機管理の整備を問う

第五次開成町総合計画の教育活動の充実として、「学校、家庭、地域が相互に連携し、子どもの『生きる力』を育む教育活動を進めます。」とある。

我が国では、平成16年に住民によるAEDの使用が認められて以来、AEDで命が救われた事例が数多く報告されている。しかし、全国では毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっている、また、全国の小中学校では毎年100名近くの児童生徒の心肺停止が発生している状況である。

昨年3月に公示された中学校新学習指導要領には、「胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当てができるようにする。」とされている。

開成町では、小中学生が地域の防災訓練に参加しており、地域によってはAEDの使い方、包帯法を教えている。そこで、町内の全地域と連携して児童生徒に対する心肺蘇生教育や、学校内での危機管理体制を構築することが重要だと考える。

- ① 小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状は。
- ② 学校施設及びその周辺におけるAEDの設置状況は。
- ③ 地域の防災訓練における児童生徒のさらなる役割は。

2. 就学援助の補助金の前倒し支給を

就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受けているなどの経済的に困窮している場合に、学用品や給食、修学旅行などの費用の一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度である。

開成町では、新年度に入ってから申請の手続きを行い、8月に保護者へ支給されることになっている。しかし、新入学を前にランドセルを買ったりする時期に、その他の費用を準備することは、食費などを切り詰めても足りなくて大変であると言う町民の声を耳にする。

文部科学省では、義務教育の就学援助（要保護児童生徒援助費補助）について、小学校入学準備のために多額のお金を用意しなくて済むように、昨年3月に補助金交付要綱の改正を行い、各自治体は「小学校への入学年度開始前」に就学援助ができるようになり、入学する3月以前に支給が可能となった。

そこで、本町としても国の交付要綱の改正に対応して、入学準備ができるよう前倒しをして支給をするべきと考える。

- ① 就学援助制度の対象となる児童生徒数と受給者実数の推移は。
- ② 申請手続きの周知方法は。
- ③ 就学援助費の支給の仕方は。